資 料 編

1 広島県男女共同参画推進条例

平成 1 3年 1 2月 2 1日公布 広島県条例第42号

目次

前文

第1章 総則(第1条 第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条 第13条)

第3章 広島県男女共同参画審議会(第14条・第15条)

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において,豊かで活力ある社会を築いていくためには,男女が,互いの違いを認め合い,互いに人権を尊重しながら,その個性と能力を十分に発揮し,社会のあらゆる分野において共に参画し,責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の 実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次 に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当 たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに,私たちは,男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し,男女共同参画の推進についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し,男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより,平和で豊か な広島県を次世代に引き継いでいくため,この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は,男女共同参画の推進に関し,基本理念を定め,県,県民及び事業者の責務を明らかにするとともに,その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより,男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し,もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。
 - 一 男女共同参画 男女が,社会の対等な構成員として,自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され,もって男女が均等に政治的,経済的,社会的及び文化的利益を享受することができ,かつ,共に責任を担うことをいう。
 - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において,男女のいずれか一方に対し,当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊

重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の 選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校 職場 地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し,男女共同参画の 推進は,国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は,前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり,男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し,及び実施するものとする。
- 2 県は,男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては,国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は,基本理念にのっとり,家庭,学校,職場,地域その他の社会のあらゆる分野において,男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は,男女間における暴力的行為,性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は,事業活動を行うに当たっては,基本理念にのっとり,男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第7条 知事は,男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため,男女共同参画の 推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 基本計画は,次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか,男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は,基本計画の策定に当たっては,あらかじめ,広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は,基本計画を策定したときは,遅滞なく,これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は,基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は,施策を策定し,実施するに当たっては,男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は,県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため,必要な啓発活動及び 広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は,男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは,必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は,男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は,毎年,男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取り まとめ,これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は,市町,県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため,必要な情報の 提供,相談,助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

- 第14条 知事の諮問に応じ,次に掲げる事項を調査審議するため,附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - 一 基本計画に関し,第7条第3項に規定する事項
 - 二 前号に掲げるもののほか , 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項
- 2 審議会は,前項に規定する事項に関し,知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

- 第15条 審議会は,委員15人以内で組織する。
- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は,男女共同参画に関し識見を有する者のうちから,知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は,再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか,審議会の組織及び運営に関して必要な事項は,規則で定める。

附 則

この条例は, 平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は,公布の日から施行する。

2 広島県男女共同参画審議会規則

平成14年3月18日 広島県規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は,広島県男女共同参画推進条例(平成13年広島県条例第42号。以下「条例」という。)第15条第7項の規定に基づき,広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に会長を置き,委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は,会務を総理し,審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは,会長があらかじめ指名する委員が,その職務を代理する。

(会議及び議事)

- 第3条 審議会の会議は,会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 審議会の会議は,委員の過半数が出席しなければ,開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第4条 審議会は,その所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため,部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は,会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き,会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 前条の規定は,部会について準用する。

(意見の聴取)

第5条 審議会は,その所掌事務に関し,必要があると認めるときは,委員でない者の出席を求め,意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は,県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は,平成14年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

3 広島県男女共同参画審議会委員

名 前 所属・役職

青 山 裕 弁護士

天部 テルミ 広島県の男女共同参画をすすめる会 会長

有 重 嘉 代 子 前 広島県生活研究グループ連絡協議会 会長

安 藤 周 治 特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター 代表理事

大 野 和 史 呉市 市民部長

岡 馬 重 充 (株)中国新聞社 論説委員

会 長 川 瀬 啓 子 安田女子大学 教授

神 田 眞 樹 マツダ(株) 常務執行役員人事本部長

十 倉 純 子 (株)フュージョン 代表取締役

会長代行 野 原 建 一 広島県立大学 教授

東 由 美 連合広島 女性委員会副事務局長

藤 森 弘 子 広島文化短期大学 教授

前 田 幸 子 広島県地域女性団体連絡協議会 理事

増 元 正 信 安芸高田市 助役

三 好 久 美 子 ひろしま女性大学修了生

平成18(2006)年6月1日現在,50音順

4 広島県男女共同参画基本計画(第1次)(施策の体系)

【具体的施策の推進期間:平成15(2003)~17(2005)年度】

基本的な視点

環境づくり

基本となる施策の方向

.....<u>(*) 県の施策</u>

·具体的施策

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- 労働基準法,男女雇用機会均等法等の周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くための職場環境の整備
- ・女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施などの推進に向けた啓発
- ・県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

- ・育児・介護休業法等の周知徹底及び職業生活と家庭生活の両立を支援する制度の導入・活用の促進
- ・ 職業生活と家庭生活の両立や地域活動への参画に向けた労働時間の短縮等の取組を推進するための啓発
- 男女が子育てや介護をしながら安心して働き続けるための多様なニーズに対応した保育・介護サービス等の充実

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

- ・パートタイム労働者・派遣労働者の適正な処遇,労働条件の確保に向けたパートタイム労働法,労働者派遣法等の普及啓発
- ・ 多様なライフスタイルに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実
- ・ 育児や介護を理由とした退職者の再就職ニーズに沿った能力開発の支援
- ・ 働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働情報の集約・提供

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- 方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた啓発
- ・農林水産業における男女の役割の適正な評価や互いに協力して経営に参画するための環境の整備
- 地域間・異業種間の交流支援及び男女の幅広い社会参画の促進

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援
- ・技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の整備

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・ 様々な分野での政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- ・県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町村の行政委員会・審議会等委員など,政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた啓発
- ・政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- 男女の地域活動への参画機会の拡大に向けたボランティア、NPO等が活動しやすい環境の整備
- ・男女の地域活動への参画を促進するための積極的な情報提供

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- ・男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的な施策の推進
- ・施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証
- ・男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

- ・県内の男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての機能の充実及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業展開
- ・ 男女共同参画推進に関する情報の集約及び県民等からの要望に適切に対応するための体制整備

(3) 市町村等との連携強化・取組支援

- 男女共同参画社会づくりに向けた情報提供や啓発などの市町村との連携強化及び男女共同参画の推進に向けた取組に対する積極的な支援
- 男女共同参画社会の実現に向けて,様々な分野で自主的な活動を展開するNGO,NPO等の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新しい公的サービスの提供

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革
 - ・ 社会における制度・慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものとするための啓発
 - ・幼児期から高齢期に至るまでの様々なステージに応じた男女共同参画に向けた意識の啓発
- (2) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
 - 男女共同参画に関する法律や制度を正しく理解し、得た知識を活用するための広報・啓発
 - ・ 多様な機会や媒体を通じ, 男女共同参画に対する理解を深めるための広報・啓発
- (3) メディアにおける男女共同参画の推進
 - 男女の人権に対する配慮を欠く取扱いの防止などのメディアの自主的な取組に向けた啓発
 - ・メディアからもたらされる情報を主体的に読み解いていく能力の必要性についての啓発
 - ・県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- (1) 男女共同参画に関する教育の充実
 - ・男女共同参画の理念を正しく理解し,だれもがお互いの個性や意思を尊重するための幼児期からの年齢に応じた教育の充実
- (2) 生涯を通じた学習機会の提供
 - ・男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
 - ・男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような研修機会の提供
 - ・男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備
- (3) 研修の充実・支援

人づくり

安心づくり

- ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職, 一般職等職務に応じた研修の実施
- ・市町村職員の男女共同参画に関する理解を深めるための研修機会の提供
- 男女共同参画の意識を醸成するための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

- (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実
 - ・男女が共に責任をもつ家庭を築くための多様な機会を通じた広報
 - ・家族の構成員が互いに尊重し協力し合って,家事・育児・介護など家族の一員としての責任を果たすための啓発
- (2) 家庭教育・子育て支援の充実
 - ・家庭教育の重要性を再評価し豊かな心を育む教育を推進するための情報提供の充実
 - ・ 男女共同参画の視点に立った子育てや家庭教育に関する学習・相談機会の充実
 - ・地域社会全体で行う子育で家庭の支援及び子育で相談に携わる人材の育成やネットワークづくりなどの子育で支援 体制の充実

1 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

- ・思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージに応じた健康づくり対策の実施
 - ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
 - ・ 社会問題化しているエイズ, 性感染症, 薬物乱用などの対策の推進
 - ・母性保護の視点からの性と生殖に関する健康の重要性を認識できる教育・啓発
 - ・ 周産期医療及び母子保健医療の充実
- (2) 高齢者等が安心して暮らし、社会参画できるための自立支援
 - ・高齢者等が豊かに暮らすための社会参画に向けた機会の提供及び高齢者等の主体的な社会参画を促進する ための啓発
 - ・高齢者等が安心して暮らすための自立・介護に向けた社会的支援などの環境整備

2 男女間における暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進
 - ・DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
 - ・ 相談・自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
 - ・被害者等が安心して相談することができる専門相談員の育成
 - ・一時保護施設の拡充など保護体制の充実
 - ・ 民間が実施する相談事業等に対する取組支援
 - ・加害者の更生のための教育支援

(2) セクシュアル・ハラスメント等男女間における暴力を防止するための取組の推進

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発
- ・ストーカー規制法,売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発
- ・性犯罪,売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発
- 相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
- ・被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
- ・暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の促進

- (1) 国際交流・国際協力の促進
 - 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力を促進するための環境整備
- (2) 情報の収集及び提供
 - ・男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

5 広島県男女共同参画基本計画(第2次)(施策の体系)

【具体的施策の推進期間:平成18(2006)~22(2010)年度】

基本的な視点

* 基本となる施策の方向

....(*) 県の施策

・具体的施策

環境づくり

1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

- 国・県・市町の連携により、特に事業主に対して、労働基準法、男女雇用機会均等法等の法令や働きやすい職場づくりに関する周知徹底及び男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備促進
- ・女性の積極的登用を図るための幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置(ポジティブ·アクション) の推進に向けた啓発,具体的なモデルや成果の普及啓発
- ・県における平等取扱いと成績主義の原則に基づく女性の管理職への積極的な登用の推進

(2) 職業生活と家庭生活が両立できる環境の整備

- ・育児・介護休業法等の周知徹底及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の促進
- 仕事と家庭の両立や地域活動への参画に向けた環境の整備を推進するための啓発 特に、働き方の見直しに向けた事業主に対する労働条件の整備や働きやすい職場環境の整備に関する啓発
- 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けるための多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実

(3) 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

- ・パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇,労働条件の確保に向けたパートタイム労働法,労働者派遣法等の普及啓発
- ・多様な就業ニーズに対応するための在宅ワーク等の就業支援情報の充実
- 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児,介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実
- ・働きやすい雇用環境づくりに向けた雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

- ・方針の立案及び決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発
- ・ 男女共同参画の視点に立った経営が行われるための環境の整備

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- ・女性の起業や経営活動への参画に向けた取組の支援
- ・技術・経営管理能力の向上を図るための取組の支援
- 経営相談等のニーズに適切に対応するための指導・相談体制の充実

2 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

- ・様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するための啓発
- 県の行政委員会及び審議会等委員への女性の積極的登用
- ・ 市町の行政委員会及び審議会等委員など,政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画促進に向けた働きかけ
- ・政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- ・男女の地域活動への参画拡大に向けたボランティア、NPO、住民自治組織等が活動しやすい環境の整備
- ・ 男女の地域づくりへの参画を促進するための積極的な情報提供

3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

- 男女共同参画推進本部を中心とした各部局の連携強化による男女共同参画社会の実現に向けた積極的かつ総合的な施策の推進
- ・ 施策の推進に当たっての行動目標の設定及びその検証
- ・男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究の実施

(2) 広島県女性総合センター「エソール広島」の充実・強化

- ・男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設としての各種事業の充実・強化及び新たなニーズに対応できる柔軟な事業の展開
- ・ 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供及び県民等からの相談・要望等に適切に対応するための体制整備

(3) 市町等との連携強化・取組支援

- 男女共同参画社会づくりに向けた情報提供などによる市町の取組に対する積極的な支援及び産学官連携による男女共同参画の推進
- 男女共同参画社会の実現に向けて,様々な分野で活動を展開するNGO,NPO,ボランティアや住民自治組織等多様な主体の自主的な活動促進のための情報提供や相談対応等の環境整備及び協働による新いい公共サービスの提供

人づくり

1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
 - ・多様な機会や情報手段による男女共同参画に関する理解を深めるための広報・啓発
- (2) 県民の主体的な取組への支援
 - 男女共同参画社会の形成の意義や責務を重視した広報・啓発
- (3) メディアにおける男女共同参画の推進
 - ・人権に対する配慮を欠く収扱いの防止に同けた、インターネット等を含む各種メティアの特性に応じた目王的な収組に係る答

 発
 - ・ 情報を一人ひとりが主体的に収集,判断,発信等ができる能力の必要性に関する啓発及び学校における情報教育の充実
 - ・ 県における男女共同参画の視点に立った広報紙・出版物等の発行

2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

- (1) 男女共同参画を推進する教育の充実
 - ・男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重するための子どもの発達段階に応じた教育の充実
 - ・小・中・高等学校等におけるキャリア教育の充実
- (2) 生涯を通じた学習機会の提供
 - ・男女共同参画に関する理解を深めるための生涯にわたる多様な学習機会の提供
 - ・男女が様々な分野の活動に主体的に参画できるような学習機会の提供
 - ・男女共同参画に関する学習情報の提供や学習相談への対応等の学習支援体制の整備
- (3) 研修の充実・支援
 - ・ 県職員の男女共同参画に関する理解を深めるための管理職, 一般職等職務に応じた研修の実施
 - ・市町職員の男女共同参画に関する理解を深めるための市町と連携した研修機会の提供
 - ・男女共同参画に関する理解を深めるための事業主に対する研修や企業が実施する研修の支援

3 家庭における男女共同参画の推進

- (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実
 - ・家族が互いに尊重し協力し合い、家族の一員として家事・育児・介護などの責任を果たすための多様な啓発
- (2) 家庭教育・子育て支援の充実
 - ・父親の家庭教育への参加促進の取組を行う市町の支援及び家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援
 - ・子どもと家庭に関する相談支援体制の充実
 - ・地域住民による主体的な子育て支援の促進や多様な子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策の計画に基づく市 町の取組の促進などの子育て支援体制の充実

安心づくり

1 生涯を通じた健康と自立の支援

- (1) 生涯を通じた健康対策の推進
 - ・ 思春期,妊娠・出産期,成人期,高齢期等各ステージにおける性別に対応できる医療及び健康づくり対策の実施
 - ・ 女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることができる母性保護と母性健康管理対策の推進
 - ・エイズ, 性感染症,薬物乱用などの実態を踏まえた対策の推進
 - ・ 周産期医療体制, 不妊相談等支援体制及び小児医療体制の充実
- (2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援
 - ・高齢期における様々なニーズに応じた社会参画の機会の提供や支援の充実
 - ・ 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制の整備及び障害者が地域で安心して自立した生活が できるための支援
 - ・男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

- (1) 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進
 - ・DV防止法の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発
 - ・専門相談員の育成,相談窓口の拡充,設置場所の情報提供等被害者が安心して相談することができる相談体制の充実
 - ・一時保護施設の拡充など保護体制の充実
 - ・被害者の自立支援体制の充実及び関係機関の連携強化
 - ・民間団体との協働事業の実施による被害者の支援
- (2) セクシュアル・ハラスメント等男女間におけるあらゆる暴力を防止するための取組の推進
 - ・職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進及び学校,地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラス メントの防止に向けた啓発
 - ・ストーカー規制法、売春防止法等の周知徹底による男女の人権尊重に向けた啓発
 - ・ 性犯罪, 売買春に対する取締強化及び防止に向けた啓発
 - ・男女間におけるあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備及び専門相談員の育成
 - ・被害者が相談しやすい環境の整備及び社会復帰支援の充実
 - ・男女間における暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりの推進

3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

- (1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進
 - 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備

(2) 情報の収集及び提供

・男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の収集・提供

6 広島県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1 女性の社会的地位の向上を図り,男女共同参画社会実現に向けて,広範な施策を,総合的かつ積極的に推進することを目的として,広島県男女共同参画推進本部(以下,「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2 推進本部は,次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 広島県男女共同参画基本計画の積極的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る総合的な調査,研究,企画立案等に関すること。
- (3) 県行政全般について男女共同参画の視点を反映させるための取組の推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3 推進本部は,本部長,副本部長及び本部員で構成するものとし,それぞれ別表に掲げる 職にあるものをもって充てる。
- 第4 推進本部の円滑な推進に資するため,推進本部に幹事会をおく。
- 2 幹事会は,別表に掲げる職にあるものをもって構成する。

(会議)

- 第5 本部会議は,本部長が招集し,主宰する。
- 2 副本部長は,本部長を補佐し,本部長に事故あるときは,その職務を代理する。
- 3 幹事会は,幹事長が招集し,主宰する。
- 4 副幹事長は,幹事長を補佐し,幹事長に事故あるときは,その職務を代理する。

(ワーキング・グループ)

第6 幹事会に,必要に応じてワーキング・グループを置くことができる。

(事務局)

第7 推進本部に関する事務は,県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか,推進本部の運営に関し必要な事項は,本部長が 別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 広島県女性行政推進協議会設置要綱(昭和52年5月27日制定)は,廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

この要綱は,平成12年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は,平成13年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は,平成14年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は,平成15年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は,平成16年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は,平成17年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

広島県男女共同参画推進本部の構成員

1	惟	進	陪			幹 事 会
本部長	知			事	幹事長	県民生活部総務管理局長
副本部長	副		知	事	副幹事長	人権・男女共同参画室長
本部員	出		納	長	幹事	出納長室出納総務室長
	総	務	部	長		総務部総務管理局総務室長
	政	策 企	画部	長		政策企画部企画調整局企画監
	地	域 振	興 部	長		地域振興部地域振興対策局地域振興総務室長
	県	民 生	活 部	長		県民生活部総務管理局県民生活総務室長
	環	境	部	長		
	福	祉 保	健 部	長		福祉保健部総務管理局福祉保健総務室企画担当室長
	商	工 労	働 部	長		商工労働部総務管理局商工労働総務室長
	農	林 水	産 部	長		農林水産部総務管理局農林水産総務室企画担当室長
	土	木	部	長		土木部総務管理局土木総務室長
	都	市	部	長		
	空	港港	湾 部	長		
	公	営 企	業部	長		公営企業部企業総務室長
	教		育	長		教 育 委 員 会 総 務 課 教 育 政 策 室 長
	<u>敬</u>	察	本 部	長		警察本部総務課長
	人	事委員	会 事 務 周	易長		人事委員会事務局総務審査室長

7 男女共同参画に関する相談機関・関係機関一覧

(1) 相談機関等

男女共同参画全般に関すること

機関	相談内容	所在地	電話番号
広島県 人権・男女共同参画室 (男女共同参画推進グループ)	男女共同参画全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-2746
エソール広島 (広島県女性総合センター)		〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-247-1120 (相談専用)

男女間の暴力,性犯罪に関すること

機関	相談内容	所在地	電話番号
広島こども家庭センター		〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	082-254-0391 (女性・DV相談専用)
福山こども家庭センター	女性に関する様々な問題 , 配偶者からの暴力に関する相談	〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	082-951-2372 (女性・DV相談専用)
備北こども家庭センター		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181(内2313) (女性・DV相談専用)
広島労働局雇用均等室	職場におけるセクシュアル・ ハラスメントに関する相談等	〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9247
警察 性犯罪相談 1 1 0 番	性犯罪に関する相談	〒730-8507 広島市中区基町9-42	0120-72-0110
警察安全相談電話	犯罪・防犯など警察で対応で	〒730-8507 広島市中区基町9-42 (1階 県民係)	082-228-9110 プッシュ電話では,#9110
言宗义土怕談电前	きる問題についての相談	広島県内各警察署	最寄りの警察署

雇用労働に関すること

広島県ホームページの「わーくわくネットひろしま」で詳細な情報を提供しています。 パソコン版 http://www.work2.pref.hiroshima.jp/ 携帯電話版 http://www.work2.pref.hiroshima.jp/k/

機関	相談内容	所在地	電話番号
	雇用労働相談全般	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 労働福祉室内	082-225-1561 082-225-1562 0120-570-207(フリーダ・イヤル) (広島)
広島県雇用労働情報コーナー		〒720-0031 福山市三吉町一丁目1-1 福山地域事務所内	084-921-1411 084-921-1412 (福山)
		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 備北地域事務所内	0824-63-5243 (三次)
	キャリア・コンサルティング	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 労働福祉室内	082-225-1561 082-225-1562 0120-570-207(フリーダ・イヤル) (広島)
両立支援企業応援コーナー	次世代育成支援対策推進法に 基づく一般事業主行動計画の 策定・実施についての相談	〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁東館 労働福祉室内	082-513-3419
在宅ワーク支援センター広島	育児・介護等の事情により外 で働くことが困難な人や多様	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6 エソール広島2階	082-242-5261
在宅ワーク支援センター福山	な働き方を希望する人への在 宅ワーク(内職)に関する相 談・斡旋,情報提供,技術指 導等	〒720-0067 福山市西町一丁目1-1 福山ロッツ地下2階 福山市男女共同参画センター (イコールふくやま)内	084-991-5101

マザーズハローワーク広島	子育しながら就職を希望する 人に対する就職支援	〒730-8513 広島市中区上八丁堀8-2 広島清水ビル4階	082-221-8609
2 1世紀職業財団広島事務所	女性の雇用管理改善について の相談及び啓発ビデオ等の貸 出・販売	〒730-0017 広島市中区鉄砲町8-18	
2 1 巴瓜呱朱州凹瓜两季幼川	育児・介護等に関する各種 サービスの情報提供	広島日生みどりビル5階	082-224-2020
広島県母子家庭等就業・ 自立支援センター 広島県母子寡婦福祉連合会 無料職業紹介所	母子家庭の母等に対する就業 支援	〒730-0844 広島市中区舟入幸町12-14 広島県立母子福祉センター内	082-231-6423

学習に関すること

機関	相談内容	所在地	電話番号
エソール広島 (広島県女性総合センター)	「エソールひろしま大学」, 「ひろしま女性大学」及び 「ひろしま女性いきいき講 座」の開講,学習会の企画立 案及び講師紹介	〒730-0043 広島市中区富士見町11-6	082-242-5262
	生涯学習・社会教育に関連し た様々な学習機会,企画・運 営,講師・指導者紹介等	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	082-262-9129

(2) 県の男女共同参画担当部署

[区分	室課名	所在地	電話番号	FAX
ā	本庁	県民生活部総務管理局 人権・男女共同参画室		082-513-2746	082-227-2549
	広島 厚生環境局福祉課 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68			0829-32-1181	0829-32-0640
	뜻	写生環境局福祉課 〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25		0823-22-5400	0823-22-5994
114	芸北	厚生環境局福祉課	〒731-0221 広島市安佐北区可部四丁目12-1	082-814-3181	082-815-2686
地域事務所	東広島	厚生環境局福祉課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	082-422-4161
,,,			〒723-0015 三原市円一町二丁目4-1	0848-64-2322	0848-64-3666
	福山	厚生環境局福祉課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311	084-928-7882
	備北 厚生環境局福祉課		〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181	0824-63-5190

8 広島県女性総合センター「エソール広島」の概要

(1) 設置目的

広島県女性総合センター「エソール広島」は,広島県の女性の自立と社会参画を促進するための拠点施設として,平成元 (1989)年に設置されたものです。

「エソール」とは、フランス語で「飛躍・発展」を意味します。

(2)管理運営

財団法人広島県女性会議

(3)財団法人広島県女性会議の事業内容

男女共同参画社会の実現をめざして、「情報・研修・相談・交流」の4部門を柱とする事業を行っています。

ア情報

エソール広島情報センターの運営

女性問題を解決し,男女共同参画社会の実現に資することを目的として,図書,行政資料,雑誌などの印刷情報,ビデオ等映像情報並びに広島県の女性団体・人材に関する情報を収集・分類し提供しています。

ホームページの運営

エソール広島の施設や事業の紹介を始め、関連する情報の提供を行っています。

情報紙「エソール」の発行

男女共同参画を推進するため,エソール広島の講座等の紹介や特集記事,関係機関の行事案内などを掲載した情報紙を年3回発行し,広く啓発を行っています。

メールマガジンの発行

エソール広島の講座案内 , 行政のパブリックコメントの募集 , 審議会委員の公募状況など情報の 提供を行っています。

イ研修

エソールひろしま大学の開講

社会を構成する男女が,家庭,学校,職場,地域など社会の様々な分野でお互いに協働して男女 共同参画社会を実現できる人材を養成するために講座を開講します。

- ・基礎講座 (男女共同参画の視点の習得)
- (平成18(2006)年10月~)
- ・応用講座(男女共同参画の視点を生かす技術の修得) (平成19(2007)年 4月~)
- ・専科 (地域活動や政策決定場面での実践力の習得) (平成19(2007)年10月~)

インターネット通信講座

インターネットを利用した男女共同参画学習講座を開講します。(平成18(2006)年度~)

ひろしま女性大学及びひろしま女性いきいき講座の開講

男女共同参画社会を担う人材及び地域における男女共同参画推進の主要な担い手となる人材の 養成を目的として, 講座を開講しています。

男女共同参画・地域入門講座の開講

男女共同参画について身近にだれでも学習できる機会を提供するため, 県内2か所で普及啓発講座を開講しています。

メンタルサポーター養成講座の開講

社会状況の変化や人間のこころの理解に立った相談員の養成を目的とした講座を開講しています。

ウ 相談

エソール広島相談事業の実施

家庭や地域,職場などのあらゆる悩みや問題について,相談者自らが解決の方法を見出すことができるよう相談員がサポートする電話相談や面接相談を実施しています。

在宅ワーク支援センターの運営

育児や介護のため外で働くことができない人のために在宅ワーク (内職) に関する相談・あっせんを行うほか,情報提供や技術指導も実施しています。

工 交 流

活動交流支援センターの運営

男女共同参画社会づくりの拠点施設として,各種機関・団体に活動や交流の場を提供し,事業 活動を支援しています。

国際交流・国際理解事業

外国の方をゲストに招き,女性問題や男女共同参画をテーマとした情報・意見交換を通じて交流 を深めることにより,国際交流・国際理解を推進しています。

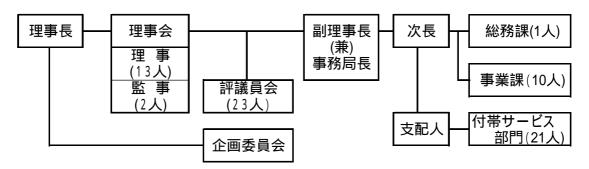
オ 男女共同参画推進21世紀基金事業

女性と男性が共にいきいきと暮らすことができる社会づくりをめざして,男女共同参画・地域入門 講座,メンタルサポーター養成講座,男女共同参画週間行事としての講座やエソール映画祭など各種 イベント等を行っています。

カ 付帯サービス事業

宿泊,飲食(レストラン,宴会),貸会議室,貸駐車場を付帯サービス事業として実施しています。

(4)財団法人広島県女性会議の組織等



財団法人広島県女性会議

〒730-0043 広島市中区富士見町11-6

電話 (082)242-5262 ファクシミリ (082)240-5441 URL http://www.essor.or.jp メールアドレス essor@essor.or.jp

9 男女共同参画に関する国内外の動き

			国際機関等	国	広島県
	昭和50年 (1975)		国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ)		
		7月 ·	「世界行動計画」採択	9月・総理府に「婦人問題企画推進本部」,「婦 人問題担当室」設置	
昭和52年 (1977)				1月・「国内行動計画」策定	4月・女性行政の窓口を青少年婦人対策室に
					設置
昭和54年	国				5月・「婦人問題行政連絡協議会」設置 4月・青少年婦人対策室を青少年婦人課に組
(1979)	連婦				織改正 7月·「広島県婦人対策推進会議,設置
	人の十		「女子差別撤廃条約」採択(第34 回国連総会)		
昭和55年 (1980)	年	ź	「国連婦人の十年」中間年世界 会議開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プ コグラム」採択	7月・「女子差別撤廃条約」署名	4月・推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)	1976	9月・	「女子差別撤廃条約」発効	5月 ·「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)	}				3月 ·広島県新長期総合計画に「婦人の地位向 上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	1985	2	「国連婦人の十年」最終年世界 会議開催(ナイロビ) 「(西暦2000年に向けての)婦人 D地位向上のためのナイロビ将来 戦略」採択	1月·「国籍法」改正 6月·「男女雇用機会均等法」公布 ·「女子差別撤廃条約」批准	
昭和61 (1986)					3月·広島県発展計画に「婦人対策の推進」の 項目設定
				4月·「男女雇用機会均等法」施行	・婦人総合センター基本構想発表
					6月 · 「広島県婦人対策推進懇話会」設置
昭和62 (1987)				5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63 (1988)					2月・懇話会 「婦人対策の推進のために~男女 共同参加型社会システムへの転換~」提出 8月・「広島県女性ブラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議,設立
平成元:					4月·広島県婦人総合センター「エソール広島」 開館
平成2 ⁴ (1990)		1:	国連経済社会理事会「婦人の地 立向上のためのナイロビ将来戦略 に関する第1回見直しと評価に伴 勧告及び結論」採択		
平成3 ⁴ (1991)				5月・「西暦2000年に向けての新国内行動計画 (第一次改定)」策定 ・「育児休業法」公布	4月・青少年婦人課を青少年女性課に組織改正
** ** • **	-			· 	8月・「広島県女性対策推進懇話会」設置
平成4年 (1992)				4月·「育児休業法」施行	3月・懇話会「男女共同参画型社会の構築を目 指して」提言
					9月・「広島県女性プラン(第一次改定)」策定
平成5 ⁴ (1993)				6月・「パートタイム労働法」公布 (12月施行)	

	国際機関等	国	広島県
平成6年 (1994)			1月・「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
(1004)		6月・総理府に「男女共同参画室」設置	に総合ピンノー」に石術交叉
		7月・「男女共同参画推進本部」設置	
平成7年		 6月 · 「育児休業法」の改正 , 「育児·介護休業	
(1995)	┃ ┃ 9月 ·第4回世界女性会議及びNGO	法」公布	
	フォーラム開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択		
平成8年 (1996)		12月・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成9年 (1997)		6月・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正	
(1007)		・ 日元・川暖外来/仏』の以正	
平成10年 (1998)			 1月・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言
, ,			3月・「広島県男女共同参画プラン」策定
			 10月 · 「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年		4月·「(改正)男女雇用機会均等法」施行	
(1999)		·「(改正)育児·介護休業法」施行 6月·「男女共同参画社会基本法」公布,施行	
			10月 · 「広島県男女共同参画懇話会」設置
平成12年 (2000)	6月·女性2000年会議開催(ニュー ョーク)		
(2000)	・「政治宣言」,「成果文書」採択	12月「男女共同参画基本計画」策定	
平成13年		1月・中央省庁再編により、内閣府に「男女共	
(2001)		同参画局」設置 「男女共同参画会議」設置	
		4月·「DV防止法」公布	4月・青少年女性課を男女共同参画推進室に
		(10月施行)	組織改正
			8月·懇話会「男女共同参画に関する条例制定 に向けての基本的な考え方について」提言
		11月 ・「育児・介護休業法」の改正,一部施行(育児休業の取得等を理由とする	
		た。 不利益取扱い禁止等)	 12月 · 「広島県男女共同参画推進条例」公布
平成14年		4月 · 「(改正)育児·介護休業法」全面施行	4月 · 「広島県男女共同参画推進条例」施行
(2002)		(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
			 6月・「広島県男女共同参画審議会」設置
			・審議会に「広島県の男女共同参画の推進 に関する基本的な計画に盛り込むべき事
			項」諮問
			11月 ·審議会答申
平成15年 (2003)		 	2月·「広島県男女共同参画基本計画」策定
		7月 · 7人但11月成支援对束推進法1公布, 施 行 · 「少子化社会対策基本法1公布	
平成16年		6月・「DV防止法」の改正	
(2004)		 12月・「(改正) D V 防止法」施行	
平成17年	2~ 3月	・「育児・介護休業法」の改正	
(2005)	·北京 + 10 (第49回国連婦人の 地位委員会)開催	4月・「(改正)育児・介護休業法」施行	 6月・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県
	·宣言文採択		男女共同参画基本計画(改定)に盛り込む べき事項,諮問
		12月・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	12月·審議会答申
平成18年 (2006)			3月·「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」 策定
(2000)			中央に 4月・男女共同参画推進室を人権・男女共同参 画室に組織改正
		6月・「男女雇用機会均等法」の改正	画室に組織び止 6月・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する基本計画」策定
			小阪に対する全年日間 火化